

## 入会のしおり



寝屋川料飲宿総合組合

〒572-0042 寝屋川市東大和町 2-14  
(産業振興センター 2F)

TEL 072-829-3500

FAX 072-829-3515

本組合は、昭和46年に枚方・寝屋川料飲宿総合組合より分離し寝屋川料飲宿総合組合として発足しました。

本組合は、組合員さんの親睦を大きな活動の柱とし、日々商いの中での悩みを組織を通じて専門家集団(融資・保健・経営指導)に解決の方法を見つけるべく、お手伝いをし、組合員の経営のサポート役となればと考えています。

### 組合組織の目的

組合は組合加入業者(組合員)の福利増進を計るとともに職域を通じて社会大衆へ奉仕することを目的として次のような事業を行います。

1. 衛生設備の維持及び改善向上並びに経営の健全化を計る。
2. 営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金の斡旋
3. 営業に関する技能の改善向上及び技能者養成の援助
4. 組合の福利厚生に関する事
5. 納税に関する相談
6. 諸官庁との連絡提出書類の作成(営業許可証)

### 組合事業

1. 業務用商品仕入並びに設備機器の紹介
2. 経営指導並びに研修会
3. 組合員の親睦、又は見学会  
(参加費を組合が一部補助、車中・昼食時の飲み物を組合が負担)
4. 青色申告の促進及び白色税務指導(顧問税理士による指導)
5. 組合ニュースの継続発行
6. 各種保険の斡旋指導  
損害・火災・食中毒(個人並びに団体の取り扱い) 食品国民健康保険(各、生活衛生同業組合扱い)
7. 保健衛生の向上指導  
(各種講習会、巡回指導食中毒予防講習会、覚せい剤予防等)
8. 融資の斡旋  
日本政策金融公庫取扱い(各、生活衛生同業組合扱い)
9. 組合組織の強化(非組合員の加入促進)
10. 情報収集と交換
11. その他

# 一般組合員



## 寝屋川料飲宿総合組合

大阪府飲食  
生活衛生同業組合

大阪府飲食  
生活衛生同業組合

大阪府飲食  
生活衛生同業組合

大阪府から認定された法定組合。厚生労働省健康局生活衛生課の認可団体特殊法人

### 寝屋川料飲宿総合組合費



大阪府飲食生活衛生同業組合

大阪府喫茶飲食生活衛生同業組合

大阪府鮓商生活衛生同業組合

¥1,800

¥900

¥900

¥1,000

# 大阪府飲食生活衛生同業組合 の特典紹介

①健康保険など各種保険に加入できます(生活衛生同業組合員であることが条件)  
所得に関係なく下記条件にて加入できます。

事業主 23.000円家 族 8.500円 従業員9.000円 (40歳～64歳の 被保険者には介護保険料として、別途2.500円が加算されます。)			
独身者40歳以下	¥276,000	独身者40歳以上	¥306,000
1ヶ月支払額	¥23,000	1ヶ月支払額	¥25,500
独身者40歳以下子ども1人	¥378,000	独身者40歳以上子ども1人	¥408,000
1ヶ月支払額	¥31,500	1ヶ月支払額	¥34,000
40歳以下夫婦	¥378,000	40歳以上夫婦	¥408,000
1ヶ月支払額	¥31,500	1ヶ月支払額	¥34,000
40歳以下夫婦子ども1人	¥480,000	40歳以上夫婦子ども1人	¥510,000
1ヶ月支払額	¥40,000	1ヶ月支払額	¥42,500
40歳以下夫婦子ども2人	¥582,000	40歳以上夫婦子ども2人	¥612,000
1ヶ月支払額	¥48,500	1ヶ月支払額	¥51,000

※保険料に関しては改正される場合があるため確認が必要です。  
※法人の方は新規加入できません。※常時従業員を5人以上雇用する個人事業主も加入できません。

②現行の貸付制度は、振興事業貸付と一般貸付とになっています。振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員(当組合も認定)が利用できる振興事業貸付は、融資額、利率など非組合員と比べて非常に有利になっています。その他、組合員のみが利用できる小企業等設備改善資金特別貸付があり、無保証人、無担保で融資限度額 1.500万円の有利な制度も利用できます。

③カラオケ使用料が割引きされます  
組合と日本音楽著作権協会JASRAC(ジャスラック)との協定により、組合経由でJASRACの契約手続きをしますと、組合員となった翌月からカラオケや生演奏での著作物使用料が20%の割引となります。＜例えば＞お店の客席面積が10坪までの場合、一般加入が3,670円に対し、組合員の場合は2,940円。1か月の差額は730円(年間にするると8,760円安い！)

④組合顧問による経営・税務などの無料相談窓口を利用できます  
人事雇用や社会保険に関する相談をしたい時 / 社会保険労務士  
法律や契約に関する相談をしたい時 / 弁護士  
税金に関する相談をしたい時 / 税理士